

栃木県教育委員会定例会会議録

平成30(2018)年11月6日(火)、栃木県教育委員会定例会を栃木県庁南別館内教育委員会室に招集した。

1 出席者（教育長及び委員）は次のとおりである。

1 番（教育長）	宇 田 貞 夫
2 番	工 藤 敬 子
3 番	陣 内 雄 次
4 番	岡 直 樹（欠席）
5 番	吉 澤 慎 太 郎
6 番	鈴 木 純 美 子

2 議事に参与した職員は次のとおりである。

教 育 次 長	松 崎 禎 彦
教 育 次 長	池 田 聖
総合教育センター所長	大 森 亮 一
総 務 課 長	辻 真 夫
施 設 課 長	坂 入 武 司
学 校 安 全 課 長	伊 澤 純 一
教 職 員 課 長	菅 谷 毅
学 校 教 育 課 長	中 村 千 浩
特 別 支 援 教 育 室 長	小 野 幸 男
生 涯 学 習 課 長	野 原 正 祥
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	田 代 哲 郎
文 化 財 課 長	石 川 明 範
総 務 主 幹	浅 野 尚 志
人 権 教 育 室 長	関 口 哲 夫
福 利 室 長	小 倉 敬 子
学 力 向 上 推 進 室 長	齊 藤 正 幸
競 技 力 向 上 対 策 室 長	岡 田 雅 人
世 界 遺 産 登 録 推 進 室 長	佐 藤 光 正

3 午後3時00分、教育長及び委員4名が出席しており、委員会は成立したので、教育長は定例会を開催する旨を告げた。

4 教育長は、本日の会議録署名委員に5番吉澤委員を指名した。

5 教育長は、本日の議案等のうち、第1号議案及び第2号議案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、会議を非公開で行いたい旨を諮ったところ、全出席者の賛成により非公開とすることに決定した。

6 教育長は、報告を受ける旨を告げた。

7 報 告

- (1) 平成30(2018)年度中学校等生徒の進路希望調査(第1回)の結果について教育長から説明を求められ、総合教育センター所長が説明した。
この報告に関して、出席者から次のような意見や質問等があった。

[教育長]

- ・ 例年に比べて何か特徴的なものはあるか。

[事務局]

- ・ 進学希望者が前年同期に比べ0.2ポイント減少はしているが、例年の変化の範囲と考えており、特に大きな特徴はなく、例年並みだと考えている。

[委 員]

- ・ 県外高等学校等の定時制・通信制への進学希望者が95人多いとのことだが、何か理由はあるのか。

[事務局]

- ・ 全体的に県外高等学校等への進学希望者が少しずつ増えている現状であるが、その主なものが定時制・通信制への進学希望である。具体的には、茨城県等に広域通信制の学校があり、そちらへの進学希望者が増えている。

[教育長]

- ・ データ量が多いので見切れない部分もあると思うが、全体的には例年どおりである。

- (2) 公立中学校長の人事について

教育長から説明を求められ、教職員課長が説明した。
この報告に関して、出席者から意見等はなかった。

- (3) 指導不適切教員審査委員会委員の委嘱・任命について

教育長から説明を求められ、教職員課長が説明した。
この報告に関して、出席者から次のような意見や質問等があった。

[委 員]

- ・ この委員会において、指導不適切と判定された教員はどういう処分になるのか。

[事務局]

- ・ 不適切指導教員の定義は、精神疾患以外の理由によって、児童又は生徒に対する学習指導・生徒指導・学級経営等を適切に行うことのできない者ということであり、基本的に学校長が判定し、校内研修を行う。校内研修で不適切さが是正されなかった場合には、次のステージとして、市町教育委員会主催の研修を行う。その次のステージとしては、最終的に県の総合教育センターで研修を行うという形で、二段構え三段構えで研修を行い、

不適切な状況を是正し、児童生徒の指導に当たっていただくという目的で設置する委員会である。

〔委員〕

- ・ 最終的に総合教育センターでの教育を経て、その結果、やはりこの人は不適切だと判断された場合はどうするのか。

〔事務局〕

- ・ 最初に校内研修があり、その後、校内研修の後に、県教育委員会と相談の上、総合教育センターの研修に入る。総合教育センターの研修に入ってから、その後、評価委員会及び今回定めた審査委員会の審議を経て、研修の期間延長について再度審議をする。その特別研修を行った後、同じように評価委員会及び審査委員会の審議を経て、どうしても不適切だと判断された場合には、本人に対して今後の進路等についての相談をしたいと考えている。ケースバイケースではあるが、相談しながら本人の処遇については進めていくことになる。

〔委員〕

- ・ 最終段階で、本人が教員を辞めると言った場合は次の道筋ができるわけである。ところが、教員として不適だと判断していても、本人が教員を続けたいと思っている以上は、制度として辞めさせることはできないのではないかと思うが、どうなのか。

〔事務局〕

- ・ レベルにもよるが、それまでのこちらの取組・指導等全て積み重ねても、教員としてどうしても不適だということになった場合には、最終的には分限という形の処分を下し、辞めていただくという選択肢もある。

〔委員〕

- ・ 教員は守られているが、適切な仕事にうまく轉身できるといいと思ったので、プロセスを聞いた。

〔教育長〕

- ・ 分限免職というものはあるが、その際は十分相談に応じていると思う。
- ・ 委員会はあるが、ここ2～3年は開かれたことはないのか。

〔事務局〕

- ・ 直近では平成25年度、平成26年3月5日に開催したことはあるが、それ以降開いたことはない。

8 教育長は、審議に移る旨を告げた。

9 教育長は、第1号議案及び第2号議案については、先の決定のとおり、会議を非公開で審議する旨を告げた。

- 10 第1号議案 栃木県立博物館協議会委員の任命について
第1号議案について、審議の結果、原案どおり可決された。
- 11 第2号議案 学校職員の懲戒処分について
第2号議案について、審議の結果、原案どおり可決された。
- 12 教育長は、以上で本日の会議を終了することを告げ、午後3時48分、閉会した。